

令和4年度税制改正要望書

一般社団法人徳島県法人会連合会

令和3年6月15日

1. 総論

令和3年度の税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置が創設されるとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例が設けられた。

また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置が創設された。さらに、中小企業関係では①中小企業の法人税率適用期限の延長、②中小企業経営強化税制の延長等、③中小企業防災・減災投資促進税制の延長等が行われた。

国の令和3年度予算における一般会計の規模は、106兆6,097億円と令和2年度当初予算額102兆6,580億円と比べ3兆9,517億円増となり、8年連続で過去最大を更新している。なお、令和2年度第3次補正予算後の歳出は175兆6,879億円、新規国債発行額は112.6兆となっている。

税収は、57兆4,480億円が計上されているものの、現下の経済状況から令和2年度に続き歳入欠陥の可能性も含んでいる。

我が国の財政状況は、令和3年3月末現在で債務残高1,209兆円と新型コロナウイルス対策等により前年から大幅に増加するなど、債務残高の対GDP比率では、主要先進国中最悪の水準が続いており極めて深刻な状況にある。

このように、財政再建は喫緊の課題であるが、令和4年度税制改正要望については、新型コロナウイルスの経済への影響が大きく、長期化している状況等を注視しつつ、新型コロナウイルスの影響を受けている企業への支援策や経済活性化対策が緊急課題である。

特に、地方の中小・零細企業は厳しい状況下にあっても、地域経済の担い手であり、地方の中小企業の持続化・活性化に資する税制が是非とも必要である。以下要望事項を明記したので、実現を期していただきたい。

2. 税・財政改革等基本的な課題に対する意見要望

(1) 社会保障制度の抜本的な見直しについて

令和3年度予算における社会保障関係費は35兆8,421億円で、一般歳出に占める社会保障関係費の割合は、53.6%と極めて高くなっている。し

かも団塊世代が後期高齢者となる 2025 年、現役世代が大幅に減少する 2040 年に向けて、財源調達ベースとなる GDP の伸びを大きく上回って増加していく。特に増加が著しい年金、医療、介護について「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに適正な負担を求めるなど、小手先の見直しだけでなく、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度を一刻も早く構築していくこと。

(2) 徹底した行財政改革について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う事業や外出の自粛要請によって社会・経済の疲弊は目を覆うばかりの状況にあっても、民間企業は血のにじむような企業努力をしており、政府においても、公務員の人員削減・国会議員や地方議員の大胆な定数削減及び報酬削減、特別会計と独立行政法人の無駄の削減等行政改革を断行し、無駄な歳出は徹底的に排除すること。

(3) 社会保険料の負担について

社会保険方式を中心としている我が国の社会保障制度において、企業は事業主負担という形で社会保険料を拠出しており、その総額は、2020 年度予算で 34.7 兆円（2019 年度 33.6 兆円）と社会保障給付費の 28.0% を占めている。中小企業の 7 割が欠損法人という厳しい経営環境の中、被保険者の拡大も進むなど、毎年一方的に引き上げられる社会保険料負担は極めて重いものがある。

これ以上の負担増は、企業の活力が失われ経済全体にとってマイナスとなるので、早急に見直しを図ること。

(4) 消費税について

令和元年 10 月から消費税の軽減税率が導入されたが、区分経理等事業者の事務負担が大きく、対象品目の判定も複雑であり、逆進性の緩和における実効性にも疑問が残る。税の三原則「公平・中立・簡素」に照らしても問題が多く、単一税率とすることが望ましい。

また、令和 5 年 10 月から適格請求書等保存方式（インボイス方式）が導入されることとなっているが、消費税取引の基本となる課税取引の確認は現行の帳簿方式で十分対応可能である。さらに仕入税額控除の対象から外れる免税事業者が取引先から排除される懸念もあり、当該方式の導入は見送るべきである。

(5) マイナンバー制度について

平成 28 年 1 月からマイナンバーカードの運用が開始され、昨年からマイナポイント付与の推進策により、カードの交付率は 26.3%（令和 3 年 3 月 1 日現在）と増加したものの低調であり、国民に広く受け入れられたとは言い難く、国は制度の定着に向け一層取り組んでいく必要がある。

そのためにも、国民の不安を払拭し国民に信頼される制度とすること。

3. 新型コロナウイルスからの経済再生支援について

新型コロナウイルスの影響によって事業者の廃業が進むことが地域経済にとっては最も影響が大きいことから、事業者が事業を継続できるよう税制面で可能な支援は積極的に実施すべきである。

(1) 青色欠損金の繰戻し還付制度の拡充について

これまで中小企業者等が利用可能であった青色欠損金の繰戻し還付制度について、新型コロナ対策で資本金の額が 10 億円以下の法人に適用範囲が拡大されたところであるが、中小企業者等に対しては何ら拡充策が設けられていないことに加え、中小事業者にとって 50%以上収入が減少している事業者も多いことから、欠損金の生じた事業年度の、前事業年度に繰り戻すだけでなく、前 3 事業年度に対象を拡大して欠損金額を繰り戻して法人税の還付を受けられるようにすべきである。

(2) 法人の交際費課税における限度額の拡大について

交際費については、接待飲食費の 50%は損金算入が認められている。中小法人においては定額控除限度額 800 万円との選択制とされているが、新型コロナウイルスが終息し社会・経済活動の制約が解除されたのちの経済刺激策とするためにも、令和 4 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からすべての法人について 3 年間は接待飲食費の全額を損金算入とすべきである。

4. 税目別課題に対する個別要望

(1) 法人税制

1) 法人税の税率の引き下げ

我が国の法人実効税率は 20%台が実現したが、OECD加盟国の平均は 25%、アジア主要 10 か国の平均 22%に比較してまだ高い水準にある。わが国企業の国際競争力強化や国内産業の空洞化防止、外国資本の国内への投資促進の観点から、法人税率の更なる引き下げを行い、早期に欧州・アジア主要国並みの実効税率とするよう求める。

2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に影響を及ぼさないこと。

3) 中小法人に対する軽減税率の見直し

中小法人に対する法人税の軽減税率の特例（15%）は、2023年（令和5年）3月31日まで延長されているが、これを時限措置ではなく本則化するよう求める。

また、昭和56年以来800万円に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を1,600万円まで引き上げるよう求める。

4) 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について

少額減価償却資産の取得価額を30万円とし、損金算入額の上限（年間取得合計額300万円）を撤廃するよう求める。

5) 南海トラフ巨大地震による被害から復興・再生を図るための実効性のある措置について

南海トラフの巨大地震が近い将来、日本列島を襲うことが予測され、被災地域の企業は甚大な被害を受け、サプライチェーンが分断され、国内経済に多大な影響を与えることが懸念される。令和3年度税制改正により、中小企業の防災・減災投資促進税制は対象資産の見直し及び延長がなされたところであるが、さらに、次のとおり制度の拡充を求める。

- ① 特別償却率を引き上げ、即時償却（最低でも50%）とすること。
- ② 必要な資金を準備金として積み立てた場合、その積立額を損金算入可能とすること。
- ③ 準備金を取り崩して再開投資を行う場合、特別償却を可能とすること。

(2) 事業承継税制

1) 事業承継税制については、中小企業の円滑な世代交代を促進するため、10年間の特例措置として抜本的に拡充されているが、本格的な事業承継税制の創設を求めるものである。

・ 本格的な事業承継税制の創設

欧米諸国においては、「事業承継を優先させる」ことを主眼とし、事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を控除あるいは軽減する税制となっている。わが国においても欧米諸国並みの本格的な事業承継税制の創設を求める。

2) 事業承継税制の贈与税における贈与者の要件について

現行の税優遇制度を受けるには、先代経営者が代表権を喪失することが要件となっているが、信用力の観点で、金融機関等から先代経営者の代表権維持を要望されることがあり、企業が事業承継をためらう要因ともなっ

ている。

そのため、事業承継税制の認定要件である、先代経営者の代表権喪失要件について、年次報告が必要な5年間は、代表権を維持することができるようにすること。

3) 特例事業承継計画の提出期限の延長

特例事業承継計画の提出期限が令和5年3月末と迫っているが、新型コロナウイルスの影響から事業承継計画の見直し等が必要な事業者もあることから、提出期限の3年間延長を求める。

(3) 相続税・贈与税

1) 資産の世代間移転とその有効活用による経済の活性化の観点から、贈与税の基礎控除額の引き上げ及び相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)の引き上げを求める。

(4) 個人所得税制

1) 所得税と住民税

我が国の個人所得課税は、各種控除の拡充などにより課税ベースが狭く、減税によって税率が引き下げられた結果、「課税ベースが狭く税率も低い」という世界に類を見ない特異な型となっている。このため税負担はきわめて低く、現在、就業者のうち非納税者は1千数百万人と約3割を占めている。所得税及び住民税は、国と地方の基幹税であり、財源調達機能を回復するためにも「課税ベースを広げる」ことにより国民が広く公平に負担するという原則に立ち返るべきである。

また、個人住民税は、行政サービスの対価としての応益性の原則から均等割りを引き上げるとともに、所得割の控除額計算方法については所得税と統一することを求める。

2) 各種控除制度の見直し

各種控除については、社会構造の著しい変化に伴い、世帯の類型や就労形態が大幅に変化・多様化しているため、合理的なものに見直すべきである。

3) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など財政・行政面で総合的な施策を講じるとともに、税制面においては児童に対する税額控除など給付付き税額控除制度の創設を求める。

(5) 印紙税

デジタル化の推進により、ペーパーレス化が急速に進行していく中において、文書作成の有無による課税は公平性を欠くことになるので印紙税の廃止を求める。

(6) 地方の税制

1) 固定資産税

地価は全国ベースで上昇傾向にあるものの、徳島県では減少傾向が続いており、固定資産税の負担増が懸念される。このため、評価方法及び課税方式の抜本的見直しを求める。

- ① 土地の評価は収益還元価格で評価すること
- ② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す
- ③ 償却資産については、非課税の範囲を少額減価償却資産（30万円）と同額とする。

(7) その他

1) 電子申告

法人税の電子申告（e-Tax）について、利用者の一層の利便性向上のため、地方税の電子申告（e L Tax）との統一的な運用を図るべきである。

以上